

平成 28 年度 江南市国民健康保険運営協議会 会議録

● 日 時 平成 29 年 2 月 16 日 (木) 午後 2 時～午後 3 時 35 分

● 場 所 江南市役所 防災センター 3 階 セミナー室南

● 出席者 出席委員 8 名

被保険者代表	古田嘉且	大竹典子	原朋子
療養取扱機関代表	坪内晴雄		
公益代表	石川明二	瀧耕造	服部正三郎
被用者保険等保険者代表	中村美葉子		

欠席委員 5 名

被保険者代表	西川よし子		
療養取扱機関代表	渡部敬俊	細野和久	大平誠
公益代表	前田信子		

● 傍聴者数 0 人

● 議 題 1 国民健康保険税の課税限度額の引き上げについて (諮問)

2 低所得者世帯に対する軽減措置の拡大について

3 その他の報告事項

(1) 国民健康保険制度改正と江南市国民健康保険の検討事項について

(2) その他

■議事

<p>あいさつ</p> <p>市長（健康福祉部長代理）から会長へ諮問</p>	<p>「江南市国民健康保険税の課税限度額の改正について」</p>
<p>議事録署名者選出</p>	
<p>会長</p>	<p>【議題1】</p> <p>ただいま諮問をいただきました、「江南市国民健康保険税の課税限度額の改正について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料に基づき「江南市国民健康保険税の課税限度額の改正について」説明</p>
<p>委員</p>	<p>江南市の課税限度額を5万円引き上げるとのことですが、内訳を医療分1万円、支援分1万円、介護分3万円としたのはなぜですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>現在の賦課限度額を超過している世帯の割合で申し上げますと、医療分が1.60%、支援分が1.83%、介護分が2.53%です。この割合が、なるべく等しくなるよう意識しましたことから、医療分1万円、支援分1万円、介護分3万円の引き上げとしたものです。この内訳としました結果、限度額を超過している世帯の割合は、医療分1.52%、支援分1.65%、介護分1.55%となります。今回は、どれをどれだけ引き上げるか選択ができたために、上げ幅の範囲内で、かい離を小さくできる数値を優先しました。</p>
<p>会長</p>	<p>医療分で言いますと、まだ限度額まで1万円ほどあります。これはどういった考えですか。一挙に法定限度額までもっていくのが難しいということではなくて、一段階おく、ということだけのことですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、そうです。</p> <p>激変緩和という意味もございますけれども、平成30年度に向かって、現在、江南市だけではなくて、法定限度額より低い自治体については、計画しながら新制度の開始までに法定限度額へたどり着きたいという、そんな思いでいるところです。</p> <p>ただ先ほどの説明にもございましたように、厚生労働省の方針は、他の保</p>

	<p>険とのバランスを考慮して、限度額に到達する被保険者の割合を調整していくとしていることから、来年度も法定限度額の見直しをする姿勢は変わらないものと考えております。仮に来年度、従来通りの4万円程度の法定限度額の上げ幅があった場合にも、それなりに対応できるように考えているところです。</p>
<p>委員</p>	<p>前からの説明で、限度額はそういった事務的な話ではなくて、別の問題であげていないというご説明があったと思いますが、今の話は事務的な話ですよね。そちらの話はどうなるのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>従来ですと、それぞれの市町村の裁量で、要はその市町村の財源を考慮したうえで限度額を設定していた、という前提で、江南市はそれほど財源がございませんけれども、前年度の繰越金等を含めて考える中で、なんとか基金を取り崩しながら限度額等をあげないというスタンスでまいりました。そこへきて、平成30年度から新制度の改正があるということにして、この趣旨が、県下一律の保険料水準にしていきたいと思います、というねらいを含んだものです。そういった観点から、他市の上限設定の立ち位置もございませぬけれども、特定の市だけが低く設定するという考え方もいかなものかという風潮になっております。県でも、平成30年度から各自治体の保険料算定をしていくにあたりまして、法定限度額を用いていくという方針で定まっていることから、江南市といたしましても早い段階で責任を果たしていきたい、というように考えているところです。</p>
<p>委員</p>	<p>限度額を引き上げるということは、高所得者の負担が重くなるということですね。高所得者の負担を減らすということは別の問題ではないかと思うんです。</p> <p>たとえば、単純に言えば、高所得の人からそれなりに取れば、低所得の人をその分だけ下げることができたと思うんです。資料の数字が正しいかは別ですが、増収分の見込みが、調定ベースで800万円位です。そうすると、本来限度額をあげておけば800万円収入が多かったはずなんです。その800万円を取っていれば、その分だけ、もっと下の所得の人の保険税を、1人1000円でも2000円でも下げられたはずなんです。それを聞きたいのですが。</p> <p>なぜ高所得の人に甘く、低所得の人に厳しくしたのか。本来江南市がとることができたものを取らなかった理由です。</p>
<p>事務局</p>	<p>これまで高所得者の方の負担を低くして、その分を低所得者の方に負担し</p>

委員	<p>ていただくとしていたわけではなくて、低所得者の方には低所得者の方で、負担を減らしてきました。</p> <p>負担を聞いているのではなくて、低所得者の方だから負担は少ないはずですよ。そうではなくて、高所得の人からその分取れば、全体の賦課率を下げるのが可能であったのではないかと聞いているのですが。</p>
事務局	<p>国民健康保険というものが、低所得の方が多い、そういう世帯層の方がたくさん入っている保険なので、高所得でない方へも負担とならないよう、市の一般会計のほうから繰り入れてきました。</p>
(休 憩)	
(再 開)	
会長	<p>再開いたします。</p> <p>今回の諮問の件で、医療費分を1万円上げまして53万円、後期高齢者支援分を1万円上げまして18万円、介護納付金分を3万円上げまして16万円、合計5万円上げるということにつきまして、賛否をとらせていただきます。どうですか。</p>
会長	<p>異議なし</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、全員異議なしということでございますので、そのように答申をいたします。答申の文案等については、私と事務局に一任いただけますでしょうか。</p>
会長	<p>異議なし</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>答申につきましては、作成でき次第市長に提出し、各委員の皆様にも後日「写し」を事務局から郵送いたしますので、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>【議題2】</p> <p>「低所得者世帯に対する措置の拡大について」を議題とします。それでは</p>

	事務局より説明をお願いします。
事務局	資料に基づいて「低所得者世帯に対する軽減措置の拡大について」説明
会長	ただいま説明のありました「低所得者世帯に対する軽減措置の拡大について」、ご質問はありますか。 (質問無し)
会長	【議題3】 「その他の報告事項」についてです。30年度からの都道府県一本化の議題です。法律は平成27年、3年前に通ってますから、ようやく30年に始まるということですが、これをご参考までに説明させていただきます。
事務局	資料に基づいて「国民健康保険制度改正と江南市国民健康保険の検討事項について」説明
会長	ただいま説明のありました「国民健康保険制度改正と江南市国民健康保険の検討事項について」、ご質問はありますか。 (質問無し)
	質問等ないようですので、議題3(2)その他に移ります。
事務局	事務局のほうから「江南市国民健康保険の状況」につきまして、説明させていただきます。 資料に基づき「江南市国民健康保険の状況について」説明
会長	ただいま説明のありました「江南市国民健康保険の状況」につきまして、ご質問はありますか。 私のほうから1点。特定保健指導の対象者数、これがちょっと増えていきますか。
事務局	前年度より少し対象者は減っているような状況です。

会長	あんまりは変わっていないですね。
事務局	特定保健指導については、なかなか利用者が伸び悩んでおりますので、検討課題と思っております。
会長	<p>特定健診の受診者も、50%いってないですね、約45%ですので、こちらも課題ですね。</p> <p>その他、何かございますか。全体の問題でもよろしいですが。</p> <p>それでは、これもちまして、江南市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>《平成28年度 江南市国民健康保険運営協議会 終了》</p>